

子ども・子育て支援新制度 平成27年4月スタート

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を量の拡充と質の向上の両面から総合的に推進する「子ども・子育て新制度」が、平成27年4月1日から始まります。

内容は？

幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

幼児教育と保育を、個人の権利として保障する観点から、幼稚園・保育所などの施設などを利用した場合、共通の仕組みで給付が受けられます。ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、町から施設などへ支払う仕組みとなっています。町は、子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。

対象となる施設・事業は？

幼稚園、保育所、認定こども園の施設と、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などの事業が対象です（新制度へ移行しない幼稚園は、事業の対象になりません）。

子どもや子育て家庭にとって変更になることは？

◆利用手続きが変わります

幼稚園や保育所などの利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。通常、保育所利用申込みの際に合せて申請いただき、町から支給認定証を交付します。

支給認定区分	対象になる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで保育を必要とする場合	保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで保育を必要とする場合	保育所、認定こども園（保育部分） 地域型保育

◆保育の必要量に応じた利用時間を設定します

保育を利用できる時間が、保育を必要とする理由によって2種類に分かれます。

平日の例	保育開始時間	保育終了時間	
	【保育標準時間】	利用可能な保育時間(11時間)	延長保育(有料)
【保育短時間】	保育開始時間	利用可能な保育時間(8時間)	保育終了時間
			時間外保育(有料) 延長保育(有料)

※利用時間は、施設によって異なります。

保育が必要な場合の状態と認定区分など

保育できない事情	認定区分
就労(月120時間以上)、妊娠・出産前後8週間、災害復旧、虐待・DV	保育標準時間
就労(月48時間以上～120時間未満)、継続的な求職活動、入所中の子が居る場合の育児休業中の継続利用	保育短時間
就学、病気・障がい、病人の看護など、その他	必要時間による

◆保育所保育料算定基準と基準額が変わります

- 保育料は、町民税の所得割額に応じて決まります。※源泉徴収票の提出が不要となります。
4月～8月分は前年度の町民税所得割額、9月～翌年3月分は当年度分の町民税所得割額により決定します。
- 町外の新制度へ移行する幼稚園を利用する方の利用料も、市町村の保育料の金額となります(バス代などについて実費徴収される場合があります)。※新制度へ移行しない幼稚園は、従来どおり幼稚園が定める利用料です。
- 具体的な保育料と徴収区分は、平成26年度末までに定めます。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534